

## 議案第21号

### 養父市市営住宅設置及び管理条例並びに養父市特定公共賃貸住宅 設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市市営住宅設置及び管理条例並びに養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市市営住宅設置及び管理条例並びに養父市特定公共賃貸住宅 設置及び管理条例の一部を改正する条例

(養父市市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第1条 養父市市営住宅設置及び管理条例(平成16年養父市条例第250号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号を削り、同項第6号を第5号に、同項第7号を第6号とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる手続きをしなければならない。」を「第18条の規定により敷金を納付しなければならない。」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「同項各号」を「同項」に改める。

(養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正)

第2条 養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成16年養父市条例第252号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる手続きをしなければならない。」を「第16条の規定により敷金を納付しなければならない。」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第3項及び第4項中「第1項各号」を「第1項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第21号 養父市市営住宅設置及び管理条例並びに養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 養父市市営住宅設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第3号）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 市長が適当と認める保証人を有する者であること。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(6) 市町村税を滞納していない者であること。</u></p> <p><u>(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に<u>次に掲げる手続をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p><u>(2) 第18条の規定により敷金を納付すること。</u></p> <p>2 市営住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に<u>同項各号</u>に定める手続をしなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第3号）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町村税を滞納していない者であること。</p> <p><u>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に<u>第18条の規定により敷金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 市営住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に<u>同項</u>に定める手続をしなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条 養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、<u>次に掲げる手続をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有し市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、市長は、特別の事情があると認められた者に対して、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>(2) <u>第16条の規定により敷金を納付すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に<u>第1項各号</u>に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4 市長は、入居決定者が<u>第1項各号</u>に掲げる手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに特定公共賃貸住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、<u>第16条の規定により敷金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に<u>第1項</u>に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4 市長は、入居決定者が<u>第1項</u>に掲げる手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに特定公共賃貸住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>